

## 沖縄県企業局水道料金の減免に伴う豊見城市水道料金の減免について

### 1. 目的

豊見城市水道料金について、新料金を令和7年4月1日より開始する予定であるが、沖縄県公営企業管理者企業局長より「企業局水道料金の減免に係る情報提供について」（令和7年2月4日付け企業計画号外）にて県企業局の水道料金減免案が示された。

については、県企業局の減免の効果を市内水道使用者に還元するとともに、使用者の負担軽減を図るため、県企業局の減免が沖縄県議会で可決された場合、豊見城市水道給水条例第33条に基づき、本市水道料金の減免を行う。

### 2. 減免期間

令和7年4月分～5月分（2か月間）

### 3. 減免内容

当初予定されていた改定後の水道料金を現行料金まで引き下げる。

（※新料金の開始日を延期）

### 4. 減免対象

全水道使用者